

## コープのポイントサービス約款

### 第1条(目的)

この約款は、わかやま市民生活協同組合（以下「生協」という。）が、生協の供給事業及びその附帯事業（以下「供給事業等」という。）をご利用いただいた組合員に対して、実施するポイントサービス（以下「本サービス」という。）について定めるものです。

### 第2条(ポイント付与)

生協は、組合員に対し、供給事業等をご利用いただいた利用金額に応じて、次の基準に基づき、ポイントを付与します。ただし、お買上内容・お買上日時により、付与されるポイント数が異なる場合があります。

(1) 宅配事業 利用金額 1,000円(税抜)につき1ポイント

(2) 店舗事業 利用金額 200円(税抜)につき1ポイント

2 前項(1)の宅配事業の利用金額は、別表1に定める対象商品(右欄に○を付したものの)の宅配1回当たりの利用合計額とします。

前項(2)の店舗事業の利用金額は、別表2の対象商品の利用金額(税抜)を除く店舗における1回当たりの利用合計額とします。

3 生協は第1項のポイントとは別に所定のポイントを付与することがあります。

4 ポイント付与の事務処理に誤りがあった場合、生協はポイント付与の訂正を行う場合があります。この場合のポイント付与の基準日は、生協が別途定める日とします。

5 生協がポイント付与対象のご利用商品等の返品をお受けした場合、付与したポイントは減算するものとします。ただし、生鮮商品など生協が認めた場合には、減算しない場合があります。

6 店舗事業での利用の場合、お支払の際にコープ・ポイントカードのご提示がない場合は、原則としてポイントを付与できないものとします。ただし、利用後1週間以内(利用日を含む)にレシートを利用店舗に持参された場合など生協が特に認めた場合には、ポイントを付与することがあります。

7 店舗事業のコープ・ポイントカードのうち、メインカード(宅配利用の付与ポイントと店舗利用の付与ポイントが合算されたポイントカード)については宅配事業でのご利用により付与されるポイントと合算して記録されるものとし、それ以外のカード(当該保持者の店舗利用で付与されたポイントのみを使用できるポイントカード)は合算されないものとします。また、複数のコープ・ポイントカードのポイントを合算することはできません。

### 第3条(サンクスステージ)

前条第1項第2項にかかわらず、宅配については、組合員の1か月当たりの利用金額（税抜）が別表3左欄に定める金額となったときは、それぞれの右欄に定めるサンクスステージにあたるものとし、翌月の宅配利用金額に対するポイントは、前条第1項、第2項で定めるポイント数に、それぞれのサンクスステージに付された1～5の数を乗じたポイント数を付与します。

2 前項の1か月当たりの利用金額（税抜）は、前月26日から当月25日までの間の請求金額（税抜）とします。

#### **第4条（ポイント確認）**

組合員は、ポイントの組合員への直近の付与数及び保有残数について、店舗利用の際のレシート、宅配事業利用の際にお届けする書類、組合員サービスセンターへの問い合わせ等で確認することができます。

#### **第5条（ポイントの有効期限）**

付与されたポイントには有効期限があり、同期限を経過したポイントは失効します。

2 ポイントの有効期限は、ポイントが付与された事業年度の翌年度3月とします。生協は、毎年、具体的なポイント失効の期日について同期日までに生協所定の方法で組合員に周知し、ポイントの使用の促進を行います。

#### **第6条（脱退によるポイントの失効）**

組合員が生協を脱退した場合（組合員が生協に自由脱退を予告したときを含む。）には、生協のシステム上の脱退入力日付をもって、組合員が保有するポイントは全て失効し、本サービスの利用に関する一切の権利を失います。

#### **第7条（ポイントの使用）**

組合員は、店舗事業利用時のポイントカードの提示と口頭での申出や、宅配事業利用時の注文書への記入、インターネットでの注文時の入力等、生協が定める方法にしたがい組合員がポイントを使用することおよび使用ポイント数を申し出ることにより、保有するポイントを、1ポイントにつき1円で、1ポイントより、使用することができます。

2 前項のほか、組合員は、別表5に定めるポイントが使用できないサービスを除き、生協が定める商品等との交換や、生協の指定する募金預り金への振替による募金への利用等について、生協が定める方法により、ポイントを使用することができます。

3 組合員は、以下の場合にポイントを使用することはできません。

(1) 「組合員の商品代金等支払いに関する約款」に定める受注停止がなされている組合員による宅配事業でのポイントの使用

(2) 「組合員の商品代金等支払いに関する約款」に定める受注停止後の滞納金及び遅延損害金等の支払いへの使用

(3) 別表5に定めるサービス等の代金支払いへの使用

#### **第8条（宅配事業等利用休止中の取り扱い）**

組合員の宅配事業等の注文書発行停止手続き、宅配事業等の配送コース登録の取り消しを行なった場合においても、ポイントは引き続き保有され、店舗事業ではポイントの使用ができます。再度、注文書発行手続き、宅配事業等の配送コース登録手続きを行った場合、宅配事業等でのポイント使用ができます。

#### **第9条（店舗事業でポイントの付与・使用ができないとき）**

次の場合、店舗でのポイントの付与および使用ができない場合があります。

- (1) コープ・ポイントカードが破損・汚損しているとき
- (2) ご利用のレジ端末等が故障しているとき
- (3) 停電、システム障害による故障、その他やむをえない事由があるとき

2 前項によって、ポイントの付与および使用ができない場合において組合員に生じた損害について生協は一切の責任を負いません。

#### **第10条（ポイントの取消）**

生協は、以下の各号の一に該当する場合、組合員に付与したポイントの一部または全部を過去に遡り、取り消すことができます。この場合、取り消されたポイントに対して生協は何らの補償も行わずまた一切の責任を負いません。

- (1) 組合員からの申し出により、ポイント対象ご利用商品等を返品またはキャンセルし、あるいはポイント対象の募金等活動につき、取り消した場合
- (2) 組合員が虚偽または不正な手段によってポイントを取得した場合
- (3) 生協の過誤によりポイントが付与された場合
- (4) 組合員が本規約に違反した場合
- (5) その他、生協がポイントを取り消すことが適当と認めた場合

2 前項において、ポイント残高が不足している場合は、ポイントのマイナス相当分を現金にて精算させていただいたり、対象組合員に新たに付与することとなったポイントと対等ポイント数において相殺させていただく場合があります。

#### **第11条（ポイントの譲渡・換金等の禁止）**

組合員は、保有するポイントを他の組合員との間で、共有、合算、贈与、賃貸、相続、質入れおよび譲渡することはできないものとします。

2 組合員は、いかなる場合においてもポイントを換金することはできないものとします。

#### **第12条（コープ・ポイントカードの発行及び管理）**

組合員が生協の定める方式によりコープ・ポイントカードの発行を申し込んだ場合、生協は、その組合員またはその家族に対し、コープ・ポイントカードを発行します。組合員またはその家族はコープ・ポイントカードの発行を受けたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

2 コープ・ポイントカードは署名を行った本人以外は使用できません。

3 コープ・ポイントカードの所有権は生協にあり、組合員またはその家族は善良なる管理者の注意をもってコープ・ポイントカードを使用し、管理しなければなりません。また、組合員またはその家族は他人に対し、コープ・ポイントカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。

4 組合員およびその家族は、組合員が生協を脱退する場合は、コープ・ポイントカードを生協に返却しなければなりません。

#### **第13条（コープ・ポイントカードの再発行）**

生協は、コープ・ポイントカードの紛失、盗難、破損、汚損等（以下、紛失等といいます）の理由により組合員が希望した場合、コープ・ポイントカードを再発行します。この場合、組合員は自己に貸与されたコープ・ポイントカードの再発行について生協指定の再発行手数料を支払うものとします。なお、生協は、不相当と判断したときはコープ・ポイントカードを再発行しない場合があります。

2 コープ・ポイントカードの紛失等に伴い、紛失等したコープ・ポイントカードのカード番号と組合員の紐づけを特定できず、ポイントを完全に復旧させることができない場合があります。この場合、生協は責任を負いません。

#### **第14条（改廃）**

生協は、事業上の必要により、組合員の承諾を得ることなく、この約款を改廃することがあります。改廃後に付与・使用されるポイントについては、改廃後の約款が適用されません。

2 生協は、前項の改廃内容について、その効力発生時期までに生協のホームページでの掲載その他生協が適切と定める方法により組合員に周知します。

3 生協は、約款の改廃によって組合員に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。

#### **第15条（免責事項）**

ポイント数に関するデータが災害その他のやむをえない事情によって消失した場合またはデータに異常が生じた場合、生協は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それにもかかわらずデータの復元又は異常の解消ができなかった場合、そのために生じた組合員等の損害については、生協に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

## 附則

この約款は、2020年3月30日から施行します。

別表1 第2条1項のポイント付与の対象商品（右欄に○を付したものが対象商品です）

| 対象          |      |                     |   |
|-------------|------|---------------------|---|
| 宅配事業        | (1)  | バスケット               | ○ |
|             | (2)  | ナチュラルプラン            | ○ |
|             | (3)  | くらしのパートナー           | ○ |
|             | (4)  | よりすぐり               | ○ |
|             | (5)  | にこにこほっぺ             | ○ |
|             | (6)  | いつでも注文              | ○ |
|             | (7)  | スクロール               | ○ |
|             | (8)  | 商品登録・米予約登録          | ○ |
|             | (9)  | コープのくすりやさん          | ○ |
|             | (10) | CD書籍（ネット注文）・ネット限定企画 | ○ |
|             | (11) | くらしと生協・おすすめ雑貨       | ○ |
|             | (12) | ギフト                 | ○ |
|             | (13) | チケット                | ○ |
| 夕食宅配事業      | (14) | 夕食宅配                | × |
| あっせん・サービス事業 | (15) | ハウスクリーニング・他あっせんサービス | × |
| その他         | (16) | 出資金                 | × |
|             | (17) | 募金                  | × |
|             | (18) | 個配手数料・地域デポ手数料       | × |

別表2 店舗事業ポイント対象外商品

|     |             |
|-----|-------------|
| (1) | 商品券、ギフトカード  |
| (2) | タバコ         |
| (3) | 切手、はがき、収入印紙 |

|     |                |
|-----|----------------|
| (4) | 行政指定ゴミ袋        |
| (5) | 店頭販売、委託催事、テナント |
| (6) | コピー機、自動販売機等    |
| (7) | その他生協が指定するサービス |

別表3 サンクスステージ

| 1か月当たりの利用金額（税抜） | 翌月のサンクスステージ |
|-----------------|-------------|
| 0～19,999円       | サンクス1       |
| 20,000～29,999円  | サンクス2       |
| 30,000～39,999円  | サンクス3       |
| 40,000～49,999円  | サンクス4       |
| 50,000円以上       | サンクス5       |

別表4 サンクスステージの判定基準

| 対象          |      |                     | サンクスステージ判定 |
|-------------|------|---------------------|------------|
| 宅配事業        | (1)  | バスケット               | ○          |
|             | (2)  | ナチュラルプラン            | ○          |
|             | (3)  | くらしのパートナー           | ○          |
|             | (4)  | よりすぐり               | ○          |
|             | (5)  | にこにこほっぺ             | ○          |
|             | (6)  | いつでも注文              | ○          |
|             | (7)  | スクロール               | ○          |
|             | (8)  | 商品登録・米予約登録          | ○          |
|             | (9)  | コープのくすりやさん          | ○          |
|             | (10) | CD書籍(ネット注文)・ネット限定企画 | ○          |
|             | (11) | くらしと生協・おすすめ雑貨       | ○          |
|             | (12) | ギフト                 | ○          |
|             | (13) | チケット                | ○          |
| 夕食宅配事業      | (14) | 夕食宅配                | ×          |
| あっせん・サービス事業 | (15) | ハウスクリーニング・他あっせんサービス | ×          |
| 店舗事業        | (16) | 店舗                  | ×          |
| その他         | (17) | 出資金                 | ×          |
|             | (18) | 募金                  | ×          |

|  |      |               |   |
|--|------|---------------|---|
|  | (19) | 個配手数料・地域デポ手数料 | × |
|--|------|---------------|---|

別表5 ポイントを使用することができないサービス

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| (1) | 生協への出資金増資               |
| (2) | 保険・共済掛金                 |
| (3) | 提携先企業の代行収納代金の支払い        |
| (4) | 収納手数料・遅延損害金等            |
| (5) | 数量限定企画の落選、組織返金（欠品）、夕食宅配 |
| (6) | その他生協が指定するサービス          |

以 上